



## テーマ

### オーストラリアにおける生殖補助医療 をめぐる最近の動き

Interviewee:

Dr. Sonia Allan, Macquarie University

実施日: 2016年1月9日

1. タイでの代理出産遺棄事件後の動き  
—2013年にタイでオーストラリア人の  
依頼者が、障害がある子どもを遺棄した  
ことが事件化しましたが、その後のオース  
トラリア国内での動きについて教え  
てください。

インド、タイ、ネパール、メキシコと  
新興国の市場が閉じたことで、国内で商  
業的代理出産を合法化すべきであるとい  
うロビー活動が活発化してきている。  
その際、“commercial surrogacy”では  
なく、“compensated surrogacy”とい  
う言い方をしている。しかしそれは、言  
葉を言い換えただけに過ぎない。

提唱者らは、重要なのはインフォーム  
ド・コンセントをきちんと取ることだ、  
とっている。そして、たとえば卵子ド  
ナーへの5万ドル、代理母への10万ド  
ルの支払いは高くないとっている。し

かし、それは貧しい人にとっては十分に  
大きな金額だ。金持ちは貧乏人のことは  
理解できない。インフォームド・コンセ  
ントといっても、その選択は、自由な意  
思からとはいえない。お金持ちは代理母  
にならない。代理母になるのはいつも貧  
しい女性だ。彼らは代理母が妊娠のため  
に費やす時間などにお金を支払うとい  
っているが、妊娠は仕事や労働ではない。  
お金に困っていなければ、他人のために  
好んで子どもを産みたい女性なんかい  
ないと思う。

商業的代理出産をオーストラリアで  
やれば、法律家やエージェントにとって  
お金になる。結局、商業的代理出産を肯  
定している人たちは自分たちが儲かる  
からそう言っているにすぎない。そも  
も儲からなければ誰も主張しない。彼ら  
の主張がオーストラリアの考え方を代  
表しているとはいえない。オーストラリ  
アでは、血液や臓器の提供と同じように、  
代理出産は利他的(altruistic)に行われ  
べきだという考え方が支持されてい  
る。もちろん、利他的代理出産にも問題  
がないわけではない。たとえば、利他的  
代理出産にはプレッシャーが付きま  
とうという問題がある。だが、真の意味で  
の利他的代理出産は、姉妹や親しい友人  
などの関係ではありえることだと思う。



互いの信頼関係に基づいているので、法律家やエージェントのような人が介在してネゴシエーションをする必要もない。

商業的代理出産が、インドやタイ、ネパールなどで次々と禁止されたことは特筆すべきことだ。つまり、だからといってオーストラリアで解禁すべきものではない。オーストラリアは先進国だし、リベラルな考え方から全て問題ない、と言っているが、解禁すれば、新興国と同じように、富裕な人々が貧しい女性を搾取(**exploitation**)するということが生じるだけだ。

昔、オーストラリアではレイプで妊娠した女性から強制的に子どもを取りあげて養子(**forced adoption**)に出したということがあった。国際養子でも貧しい女性から子どもを取りあげるといった形で、同じようなことが行われてきた。最近、政府はそのことについて正式な謝罪をしたところだ。ところが、子どもの供給源が少なくなった今、商業的代理出産で子どもへのニーズを満たそうとしている。将来、商業的代理出産に関わった代理母と子どもに対し、我々は謝罪をしなければならない日が来るに違いない。

商業的代理出産の解禁を唱える人々

は教育レベルが高く説得力がある。社会的地位が高くて権威もあるため、影響力が大きい。政府の人脈にも入りこんでいる。オーストラリアの人々が正しい判断をすることを望んでいるが、これからの動きを注視する必要がある。

## 2. 商業的代理出産に反対する理由

メディアなどで見かける代理母の写真は、顔がなくお腹だけが写され、まるで入れ物(**vessel**)のように扱われている。白人の依頼者で、インド人やタイ人の遺伝子を持つ子どもを欲しがるとはほとんどいない。南アフリカや東ヨーロッパなどの白人の卵子を使い、白人の依頼男性の精子と組み合わせることで受精卵を作っている。それをインド人など有色人種の子宮に入れる。代理母たちは従属的な(**subservient**)立場に置かれており、これは、新たな帝国主義(**imperialism**)といえるのではないか(国内で解禁すればそれと同じことが起こる)。商業的代理出産をやれば貧しい女性も潤うから **win-win** だといっているが、貧しい女性に教育や補助金などを与えてエンパワーすることが本来やるべきことだ。

インドで代理出産が難しくなった後、ネパールにインド女性を運んで移植、出



産させるということも行われていた。これは、女性と子どもに対する人身売買の一形態で、女性はまるで家畜のように扱われている。商業的代理出産が我々の認識を変え、妊娠出産が仕事や労働だということになれば、妊娠している女性ひいては女性全体の価値を下げる (devaluing) ことになる。

代理出産ではすべてが依頼者の都合で動いていく。多胎などの場合、依頼者から要望があれば代理母は中絶に応じなければならない。そのことによって依頼者も感情的に影響を受けるが、中絶手術はあくまでも代理母の身体に対して行われる。

依頼者が渡航できる時期にあわせて帝王切開が行われることもよくある話だ。2人の代理母に同時に移植をして妊娠させ、同じ日に子どもを誕生させるために2人の代理母は帝王切開を受けさせられた。しかも、依頼者が出産への立ち会いを望んだために、一人の代理母の帝王切開の一時間後に次の代理母が帝王切開になったという話もある。

メディアなどで、代理出産で子どもを得た家族を見ると新生児とともに幸せそうなイメージに包まれている。子どもは可愛いし良い家族だと思うかもしれない。しかし、その子どもを得るために

どのようなことが行われたのか？ そこでは、こうした問題はかき消されている。

最近、リベラルな人々の間で、ゲイペアレンティングを支持する声も高まっており、代理出産に反対することはゲイに対する差別だといわれかねない空気がある。

依頼者へのサポートはあっても、代理母への継続的なサポートやカウンセリングはないに等しい。もし、そのようなカウンセリングの場があるとすれば、20年後、30年後に、女性は失った子どもについて語るようになるのではないかと。昔、養子として奪われた子どもについて女性たちが語っているが、それと同じことが起こる。エージェントなどは、代理母へのサポートを提供しているといっている、代理母が心変わりをしないようカウンセリングをしているという(それは逆に言えば、代理母には感情的な問題が生じることを認めていることにもなる)。

代理母は既に子どもを持つ女性が望ましいとされているため、代理母自身の子どもへの影響も深刻だ。彼/彼女は自分の母親が子どもを売るのを目撃することになる。インドのある研究では、代理母の子どもが、お金はからないからお



腹の子どもを渡さないでと母親に訴えたという例もある。母親が子どもを売って、そのお金で買った家に住んで、どう感じるだろうか。

### 3. ドナー情報をめぐる最近の動き

—ビクトリア州では、ドナー情報について2015年に入って再び新しい動きがあります。すべての子どもに出自を知る権利を保障するために、当時、匿名での提供に同意したドナーに対し、本人の同意を得ることなく個人情報を開示するというものですが、この動きはオーストラリアの他州にも広がりそうでしょうか。

ビクトリア州では2015年12月に下院で新しい法改正案が通過し、2016年2月に上院で審議される予定になっている。いまはビクトリア州の動きを他州も見守っている状況で、今後どうなるかはビクトリア州の方式がうまくいくかどうかにかかっている(註\*)。

一般に、医師は過去の情報公開には強く反対している。その理由は、ドナーとの間に交わされた約束が破られることになり、医師の信用が損なわれること、また、ドナーの多くが家族を持っていると思われ、家族への説明が必要になる。

ドナーの妻にとっては不貞のように感じられるかもしれない。しかしこれらは全て子どもの問題ではなく、大人の都合にすぎない。過去に養子に関する情報を公開するときにも、いろいろな懸念が示されたが、結局、懸念されたようなことは起こっていない。

さらに、医師がドナー情報の公開に反対しているもうひとつの重要な理由は、おそらく医師自身が過去にドナーとなっていたケースがあることや、同じドナーからの精子を何度も使用していたことがあるなど、ドナーのリクルート方法がずさんであったことが明るみに出るので恐れているのではないかと。

多くの州で、過去のドナー情報は、もともと不完全な場合もあるとはいえ、しばしば積極的に破壊されている。ドナー・コードを破棄するというやり方で行われている。医師は当時、記録を廃棄することが倫理的なやり方だったと主張しているが、他の診療科の医師は昔のカルテなどをきちんと保管しているのでその言い訳はおかしい(過去のドナー情報が強制的に公開されるかもしれないことがわかった時点で、破壊された可能性が高い)。

ドナーは、住所や氏名が公開されることによって、自分自身の家族が破壊され



ることを恐れているが、子どもの全てがドナーやドナーの家族と交流したいと望んでいるわけではない。

オランダでドナー・リンキングの組織を運営している管理者によれば、互いの希望を慎重にすりあわせる必要があり、ドナーのほうが子どもに深く関与したがる例もめずらしくないという。

子どもたちは自分のために情報を知りたがっている。「父親」を探したいわけではない。自分がどこから来たのか、ドナーのどこが自分と似ているか、など、それらの情報を得られれば、満足して自分の生活に戻って行くのではない。多くは、ただ自分のアイデンティティを確認するためだけに、ドナーがどんな人物かを知りたいだけだと思う。

過去のドナー情報が改ざんされたり、破壊されたりしているからといって悲観することはない。DNA テストは有力な手がかりになる。23andMe という DNA 登録・検索サイトがあり、ドナー自身がデータを登録していなくとも、ドナーの血縁者が登録していれば、ドナーを辿れる可能性もある。私が知っている例では、このサイトを通して共通の祖先を持つ人と出会い、結果、自分のドナーを特定できた例もあった。

また、海外から精子や卵子を輸入する

場合でも、たとえばアメリカでは、匿名ドナーであっても、ドナーの写真や音声テープなどドナーの人となりが見られる詳細なプロフィールが付いていることが多い。私が知っている例では、親が手元にあるドナーの写真から Google で検索してドナーを特定できた場合もある。たとえ匿名であっても、ドナーを特定することは今後ますます容易になっていく可能性が高い。

#### 4. 統一は可能か

*—オーストラリアでは生殖補助医療に関する規制が各州でバラバラに行われています。配偶子提供からの子ども・家族数の制限を実効性あるものとするためにも、連邦レベルでのドナーレジストリーやドナー・リンキング・システムの運営が必要ではないかと思いますが、将来的な展望はどうでしょうか。*

連邦政府にはドナー情報を一元化してコントロールする力はない。そもそも、医療に関わる問題は各州の運営に任されている。生殖補助医療はその一部にすぎない。各州が意見を一致させ、法律を統一してから、連邦政府に権限を渡せばできるかもしれない。



ドナー情報については現在南オーストラリアでも新しい動きがある。オーストラリア全体では、子どもはドナー情報へのアクセス権があるということでは意見が一致していると思うが、州によっては、自分たちでドナー情報をマネジメントする能力がないと述べているところもある。ニューサウスウェールズ州でも2010年から、つまりたった5年前にドナー情報の登録システムに関する法律が成立したにすぎない。オーストラリア全体で統一するためには、まだまだ時間がかかる。

南オーストラリアでは、近日にinquiryが開始される予定になっている。同州では、2010年に生殖補助医療についての法律が成立し、ドナーレジスター制度も定められているが、実際に運営を開始できていない。また、実際のARTの運営方法の多くをNHMR(National Health and Medical Research Council)のガイドラインに準拠することにしてはいるが、このガイドラインがしばしば改変されるため不都合が生じており、州独自の規定を作りたいと考えている。

(了)

まとめ: 日比野由利

※このインタビューは「平成27年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業 諸外国の生殖補助医療における法規制の時代的変遷に関する研究」によって行われた。インタビューをまとめるにあたって、発言者の意図を損なわないように、再構成した。文責は発行者にある。

註

\*ビクトリア州では、出自を知る権利について先進的な取り組みで知られるが、子どもが生まれた年によって出自を知る権利に格差が生じていることが問題になっていた。そこで、格差をなくし、すべての子どもに対し、ドナーの個人情報(氏名・生年月日・住所など)知る権利を認める方向性で法整備が進められている。

1988年以前は、精子提供等は完全に匿名で行われており、ドナーからの同意なく個人情報を提供することは、ドナーのプライバシーの権利と対立する可能性があるため、医師らは反対している。一部の医療機関では、過去のドナー情報の破壊や改ざんが行われており、仮に格差是正が明文上保障されたとしても、実際にはアクセスできない可能性がある。



Dr.Sonia Allan :



専門分野： 健康と法律

ウェブサイト： Health Law Central  
(<http://www.healthlawcentral.com>)

論文:

Access to information about donors by donor-conceived individuals: a human rights analysis. J Law Med. 2013

Mar;20(3):655-70.

Psycho-social, ethical and legal arguments for and against the retrospective release of information about donors to donor-conceived individuals in Australia. J Law Med. 2011

Dec;19(2):354-76.

Donor identification 'kills gamete donation'?

A response. Hum Reprod. 2012

Dec;27(12):3380-4

Donor conception, secrecy and the search for information. J Law Med. 2012

Jun;19(4):631-50.